

令和2年 9月18日

神奈川県薬剤師連盟

会長 川田 哲 様

公益社団法人 神奈川県薬剤師会

会長 鶴飼 典男 様

国への要望の回答 送付について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による「令和3年度 予算要望ヒアリング」におきまして、貴連盟からの国への要望の回答を入手いたしましたので、別紙のとおりお送りさせていただきます。

国からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られない点多々ございますが、我が党、また、県連所属国会議員にて、ご要望に対し一歩でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、何時でもお気軽にお申し出いただきたいと存じます。

今後とも我が党に対する変わらぬご支援賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会

1区	衆議院議員	松本 純
2区	衆議院議員	菅 義 偉
3区	衆議院議員	小此木 八郎
4区	衆議院議員	山本 朋 広
5区	衆議院議員	坂 井 学
7区	衆議院議員	鈴木 馨 祐
8区	衆議院議員	三谷 英 弘
9区	衆議院議員	中山 展 宏
10区	衆議院議員	田中 和 徳
11区	衆議院議員	小泉 進次郎
12区	衆議院議員	星野 剛 士
13区	衆議院議員	甘 利 明
14区	衆議院議員	あかま 二郎
15区	衆議院議員	河野 太 郎
16区	衆議院議員	義家 弘 介
17区	衆議院議員	牧島 かれん
18区	衆議院議員	山際 大志郎
	参議院議員	島 村 大
	参議院議員	三原 じゅん子
	参議院議員	中西 健 治

回答様式

NO	09-001	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	-----------	-----	-------

件名	第二次補正予算慰労金支給対象について
要望 要旨	第二次補正予算に医療・介護事業者への慰労金について、「新型コロナ患者を受け入れる体制をとったものの、実際の診療には至らなかった医療機関や検査機関の従業者に10万円が支給される」こととなっているが、保険薬局は対象外とされている。新型コロナウイルスの恐怖と戦いながら薬剤供給を担ってきた薬局従業者に対して、この判断は受入られるものでなく、再考すべきである。
<p>【回答】</p> <p>1. 慰労金については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 感染すると重症化するリスクが高い患者・利用者との接触を伴い、 ② 継続して提供が必要なサービスであること、 ③ これまでのクラスターの発生状況を踏まえ、医療機関、介護・障害福祉サービス事業所に勤務し、患者・利用者と接する方を対象としている。 <p>2. 薬局については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局ではクラスターが発生していないなど、クラスターの発生の恐れは相対的に低く、 ・ 患者に直接処置や治療を行う医療機関の医療従事者等とは性質が異なっていることから、慰労金の給付対象とはしていない。 <p>3. 一方で、調剤など医療に不可欠な役割を担う医療提供施設として、新型コロナウイルス感染症が流行している状況下でも、施設内における感染拡大を防止しながら、開局して業務を継続する必要があることから、医療機関と同様に、感染防止の取組を支援することとしている。</p> <p>4. また、介護分野においては、居宅療養管理指導事業所を慰労金の給付対象としており、薬局に勤務する薬剤師が、居宅療養管理指導を実施していれば、慰労金の給付対象となり得る。</p>	

回答様式

NO	09-002	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	-----------	-----	-------

件名	非常時の国民に対する薬剤供給について
要望 要旨	<p>いかなる災害においても国民への薬剤供給が滞ることのないよう、非常時における薬剤師の対応について以下の行為について法的な整備を要望する。</p> <p>1. 緊急時に限り、薬剤師が処方薬を処方箋なしで患者に提供することができるよう、主に「現在服用中の薬剤の治療継続する目的でこの権限を使う。</p> <p>2. 医師の許可なく、薬剤師が処方箋内容の書き換え（変更、更新、代替）ができる。</p>
【回答】	<p>1. 処方箋医薬品を、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して正当な理由なく、販売を行ってはならないとされている。一方、大規模災害時等においては、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合に、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能であることとしている（※）。その際には、薬剤服用歴、お薬手帳等を活用し、患者の服薬情報を確認するよう、努めることを求めている。なお、こうした取扱いは令和2年7月の豪雨の際などにも事務連絡を改めて発出している。</p> <p>2. したがって、現行法令下においても、大規模災害時等においては、薬剤師が処方箋なく患者に提供することも想定しているものと認識している。</p> <p>※「薬局医薬品の取扱いについて」（平成26年3月18日付け薬食発第0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知）</p>

回答様式

NO	09-003	要望 団体	神奈川県薬剤師連名	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	-----------	-----	-------

件名	医薬品の安定供給等について
要望 要旨	○後発医薬品等について、安定供給のための対策をお願いしたい。 ○医薬品の国内生産を推進していただきたい。
<p>【回答】</p> <p>1 医療用医薬品の安定確保については、これまでも供給不安に陥るおそれがある場合には各製造販売業者からの報告や相談を踏まえ、必要に応じて助言、指導を行うなど医療現場への影響が最小限になるように積極的に関与していますが、本年3月に医療関係者、関係団体の代表者などを含む関係者会議を省内に設置し、8月28日に安定確保策（別添参照）のとりまとめの議論を行いました（今後当日の議論を踏まえて最終化を行う予定です）。今後ワーキンググループにおいて、長年医療現場で汎用され、安定確保について特に配慮が必要な医薬品（安定確保医薬品）の選定等を行う予定としています。</p> <p>2 また、海外で生産される原薬・原料の依存度が高い抗菌薬等の医薬品について、当該製造所の操業停止等により、我が国における医療体制確保に支障が生じることがないように、原薬・原料の国内製造を実施とする製薬企業等に対して製造所新設等の費用の一部を助成する予算を令和2年度補正予算にて確保し、8月末まで公募を行いました。今後、対象事業者の選定に向けて可能な限り速やかに手続を進めてまいります。</p> <p>3 これらの事業を通じ、医療用医薬品の安定確保を図るための取組を進めてまいります。</p>	

医薬品の安定確保を図るための取組 (現状と今後の取組) (案)

医薬品の安定供給の責務は、一義的には各企業にあるが、重要な医薬品については、国も各企業の取組により積極的な関与が必要。長年医療現場で汎用され、安定確保について特に配慮が必要な医薬品を選定し、カテゴリを考慮しつつ、以下に掲げるような対応を順次進める。

安定確保に特に配慮を要する医薬品「安定確保医薬品」の選定

※日本医学会傘下の主たる学会の各専門領域において、医療上必要不可欠であって、汎用され、安定確保が求められる医薬品として、専門領域ごとにそれぞれ10成分を検討対象として提案

※以下の要素を勘案して、カテゴリを取り決める予定。

- イ) 対象疾患が重篤
- ロ) 代替薬がない
- ハ) 多くの患者が服用
- ニ) 各医薬品の製造の状況やサブライチエーションの状況等

(1) 供給不安を予防するための取組

① 製造工程の把握
個別の医薬品の製造工程について、各社で把握・管理
抗菌薬10成分のサブライチエーションを厚労省で把握(マッピング)
⇒安定確保医薬品について、カテゴリを考慮しつつ、厚労省で各社の協力の下、サブライチエーションを把握(マッピング)

② 供給継続の要請、製造の複数ソース化の推進
後発医薬品について、薬価収載後5年間の供給継続や複数ソース化を厚労省から要請
⇒安定確保医薬品について、在庫積み増しや、複数ソース化等を要請(国もカテゴリを考慮しつつ、支援検討)

③ 薬価上の措置
保健医療上必要性が高い品目について、薬価改定時に、不採算品目は薬価を引き上げ、基礎的医薬品は薬価を下支え
⇒(既存の仕組みの活用、安定確保医薬品の流通改善)

⇒下線：今後予定している新たな取組

(2) 供給不安の兆候をいち早く捕捉し早期対応に繋げるための取組

④ 各社でのリスク評価
昨年7月から、業界団体において、医薬品の安定供給に関するチェックリストを策定し、自己点検(リスク評価)
⇒安定確保医薬品について、定期的な自己点検を実施

⑤ 供給不安事案の報告
各社に対して、医薬品の供給不安が発生した場合には、自主的に厚労省に報告するよう要請
⇒安定確保医薬品について、供給不安時の対応の事前整理、供給不安情報(報告の対象は、安定確保医薬品以外も含む)、供給不安情報を必要に応じて公表(公表の仕方は要検討)

(3) 実際に供給不安に陥った際の対応

⑥ 増産・出荷調整等
代替薬を含め、各社で個別に増産、出荷・在庫調整等
⇒各医薬品、代替薬の医療現場での使用のされ方を考慮し、必要に応じ、診療指針等の記載内容の見直し

⑦ 迅速な承認審査
製造方法の一部変更を要する場合には、厚労省・PMDAにおいて迅速に承認審査等を実施
⇒(品質規格基準について国際整合化の観点から見直しの検討)

⑧ 安定確保スキーム
セファゾンナトリウム注射剤の事案の際には、医療機関からの要請を個別に厚労省が受け付け、各社からの提供を調整
⇒安定確保医薬品を対象にカテゴリを考慮しつつ実施

回答様式

NO	09-004	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	-----------	-----	-------

件名	処方箋の取り扱いについて
要望 要旨	新型コロナウイルス感染に伴い、特例としてオンライン受診による処方箋の取扱いについて事務連絡が出された。従来薬局では、処方箋原本を受け取り、それに基づいて調剤行為を行わなくてはならないとされているが、今回の事務連絡では医療機関から薬局にFAXにて送信されたものを処方箋原本が届くまで原本と見なすとされた。この運用は、例えば在宅医療の現場においては患者等の負担を軽減するものであり、可及的速やかに実現すべきものだと考えられるので、関係各所に尽力いただきたい。
【回答】	<p>1. 今回の措置は、時限的・特例的な対応として実施しているものであるが、今回の実施状況等も踏まえ、在宅医療における処方箋の取扱いなどの運用についても検討してまいりたい。</p>

○新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日付け医政局医事課・医薬生活衛生局総務課事務連絡）

1. 医療機関における対応

(4) 処方箋の取扱いについて

患者が、薬局において電話や情報通信機器による情報の提供及び指導（以下「服薬指導等」という。）を希望する場合は、処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付すること。その際、医師は診療録に送付先の薬局を記載すること。また、医療機関は、処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付すること。

上記（1）の診療により処方を行う際、診療録等により患者の基礎疾患を把握できていない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記すること。

2. 薬局における対応

(1) 処方箋の取扱いについて

1. (4)により医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ等により送付された処方箋を薬剤師法（昭和35年法律第146号）第23条～第27条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第49条における処方箋とみなして調剤等を行う。

薬局は、可能な時期に医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

回答様式

NO	09-005	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	-----------	-----	-------

件名	緊急避妊薬のBPC医薬品化について
要望 要旨	緊急避妊薬の分類をBPC医薬品(処方箋医薬品以外の医薬品)に変更し、 薬剤師が提供できるようにしたい。
<p>【回答】</p> <p>緊急避妊薬については、OTC化の要望に基づき、2017年に「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」において検討され、医薬品による避妊も含め性教育が遅れていることや悪用・濫用等が懸念されることのほか、薬剤師が販売する場合、女性の生殖や避妊、緊急避妊に関する専門的知識を身につける必要があり、薬剤師の更なる資質の向上が必要である等の理由から、OTC化は時期尚早であるとされました。</p> <p>一方で、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、薬局で緊急避妊薬の調剤や患者への対応ができるよう、現在、薬剤師向けの研修を実施しているところです。こうした研修を実施していくことで、検討会議で課題として挙げられた薬剤師の資質向上に資するものと考えております。</p> <p>本研修の実施状況やその他の課題への対応状況なども踏まえ、検討会議において再度OTC化の議論を行うことを検討していく予定ですが、いただいたご要望も踏まえ、緊急避妊を必要とする女性が適切かつ安全に緊急避妊薬を使用することができる環境を整備していきたいと考えています。</p>	

令和2年 9月11日

各 位

神奈川県への要望の回答 送付について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による予算要望ヒアリングにつきまして、ご提出いただきました要望書に対する8月末現在の県の回答を入手いたしましたので、取り急ぎご報告させていただきます。

なお、県からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られていない点、具体性に欠ける点もございますが、我が党、各担当グループにて、ご要望に対し一歩でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、ご懇談の機会をお作りいたしますので、何時でもお申し出頂きたいと存じます。

今後とも、我が党に対する変わらぬご支援、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会

幹 事 長

政務調査会会長

教育グループ長

医療・福祉グループ長

運輸・流通・情報グループ長

農政・環境グループ長

生活グループ長

建設グループ長

土井 隆典

鳴村 公

加藤 元弥

原 聡祐

杉本 透

河本 文雄

長田 進治

国松 誠

回答様式

NO	09-006	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	健康医療局
----	--------	----------	-----------	----	-------

件名	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について
要望 要 旨	<p>新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業において、薬局従業員が対象から外れたことについては、政府の著しい認識不足が浮き彫りとなった。</p> <p>一方、薬局業務に深い理解を示した他県では、県独自の予算として薬局従業員に慰労金の支払いを英断したところもある。</p> <p>神奈川県においては、当初のクルーズ船対応から始まり、薬局薬剤師が自らの危険を承知の上で県民のために日々対応してきた。</p> <p>神奈川県には、薬局の対応を深くご理解いただき他県に劣らない対応をお願いする。</p>
	<p>コロナ禍においても地域医療を継続するためには、医薬品の供給が必要であり、薬局の役割は大きいものと認識しています。</p> <p>一方、国の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業では、薬局が対象とならなかったことから、このような大きな役割を果たしている薬局の従事者への慰労を実現するために、県として、薬局薬剤師に対する慰労金交付事業について所要の措置を講ずることといたしました。</p> <p>なお、本来は国が慰労金の対象にすべきと考えていますので、国に対して要望を行っております。</p>

回答様式

NO	09-007	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	局名	健康医療局
----	--------	------------------	-----------	----	-------

件名	薬局の申請事項変更時の取り扱いについて
要 望 旨	<p>薬局において、薬剤師等の氏名又は週当たりの勤務時間数を変更したときは、都道府県知事に変更を届け出ることが薬機法第10条に規定されているが、神奈川県では添付書類として「別紙4 業務体制の概要」として、全ての薬剤師等の勤務時間表などの作成を強いられる。本書類の作成は合理性を欠くため、速やかに撤廃すべきと思われる。</p> <p>県所管域の保健福祉事務所では、薬局の薬剤師等の変更届を受ける際に「別紙4 業務体制の概要」を提出いただくようお願いする場合があります。</p> <p>これは、薬局の業務を行う体制が「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」の基準を満たしていることを確認するため、必要に応じてお願いしているものです。</p> <p>一方、届出者の負担軽減の観点から、提出書類については、適宜見直しを行うべきと考えておりますので、「別紙4」の取扱いについても、今後検討してまいります。</p>

令和2年12月 1日

神奈川県薬剤師連盟
会長 川田 哲 様

自由民主党神奈川県支部連合会
医療・福祉グループ長 原 聡祐

神奈川県への要望の修正回答 送付について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による予算要望ヒアリングにおきまして、ご提出いただきました要望書に対する8月末現在の県の回答を9月11日付でお送りさせていただきましたが、別紙のとおり、県当局と復活折衝を行い、修正された回答を入手いたしましたので、ご査収ください。

まだまだご要望に沿う回答が得られていない点がございしますが、ご要望に対し一歩でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、我が党に対する変わらぬご支援、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

回答様式

NO	09-006	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	健康医療局
----	--------	----------	-----------	----	-------

件名	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について
要望 要旨	<p>新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業において、薬局従事者が対象から外れたことについては、政府の著しい認識不足が浮き彫りとなった。</p> <p>一方、薬局業務に深い理解を示した他県では、県独自の予算として薬局従事者に慰労金の支払いを英断したところもある。</p> <p>神奈川県においては、当初のクルーズ船対応から始まり、薬局薬剤師が自らの危険を承知の上で県民のために日々対応してきた。</p> <p>神奈川県には、薬局の対応を深くご理解いただき他県に劣らない対応をお願いします。</p>
<p>コロナ禍においても地域医療を継続するためには、医薬品の供給が必要であり、薬局の役割は大きいものと認識しています。</p> <p>しかし、国の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業では、薬局従事者は対象外となったため、薬局従事者への慰労金についても、国に対応するよう要望を行いましたが措置されませんでした。</p> <p>そこで、県では地方創生臨時交付金を活用し、県独自に薬局薬剤師を対象とした慰労金交付事業を9月補正予算に計上しました。</p> <p>現在、申請の受付体制の調整を進めており、11月20日付ですべての保険薬局に対して申請手続きについて通知するとともに、県のホームページでも案内しました。</p> <p>また、薬局の事務員への慰労金についても、11月補正予算（案）に計上しました。議決をいただいたら、速やかに申請手続きについて、通知及び県のホームページで案内して、支給を進めていきます。</p>	